

## 令和3年北海道告示第486号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、保育所、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター及び小型児童館を一体に整備しようとするものである。いずれの施設も社会福祉法第2条第3項第2号により社会福祉事業と規定されており、法第3条第23号が規定する社会福祉法による社会福祉事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である仁木町は、必要な財源措置を講じており、事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

仁木町では、「第5期仁木町総合計画」「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、出産から育児、教育までの切れ目ない子育て世帯の支援に取り組んでいる。

本件事業は、老朽化した保育所及び狭隘となっている放課後児童クラブの移転改築に併せ、子育て支援センター及び小型児童館を一体で整備しようとするものであり、地域の福祉向上に果たす公益的役割も大きく、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業の起業地は、役場庁舎等公共施設が並ぶ町中心部であり、現保育園にも隣接している。そのため、本件事業の施行が周辺に与える環境変化の影響は少ないものと判断される。また、埋蔵文化財包蔵地でないことの確認を了している。

したがって本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

起業地は、仁木町が策定した「(仮称)仁木町子育て支援拠点施設整備構想」で候補地となった2案を比較したうえで決定されている。児童の利便性、通所時の歩行安全性と用地補償費の経済性を勘案すると、起業地の選定は妥当であり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められることから、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号要件への適合性

##### (1) 事業を早期に実施する必要性

本件事業は、仁木町の保育園、放課後児童クラブで生じている待機児童の問題と施設の老朽化、狭隘という問題を考慮すると、早期に実施すべき公益性の高い事業と認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲であると認められる。また、すべて本件事業の用に恒久的に供されることから、収用することも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。